

1 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額（※）の範囲等の引下げ

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。 ① 60歳以上65歳未満 6, 7 2 3 円 → 6, 7 0 9 円 ② 45歳以上60歳未満 7, 8 3 0 円 → 7, 8 0 5 円 ③ 30歳以上45歳未満 7, 1 1 5 円 → 7, 1 0 0 円 ④ 30歳未満 6, 4 0 5 円 → 6, 3 9 0 円	
最低額	1, 8 4 8 円	→ 1, 8 4 0 円

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別紙のとおり引き下げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

4, 4 4 6 円 → 4, 4 4 2 円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

5, 5 2 3 円 → 5, 5 1 4 円

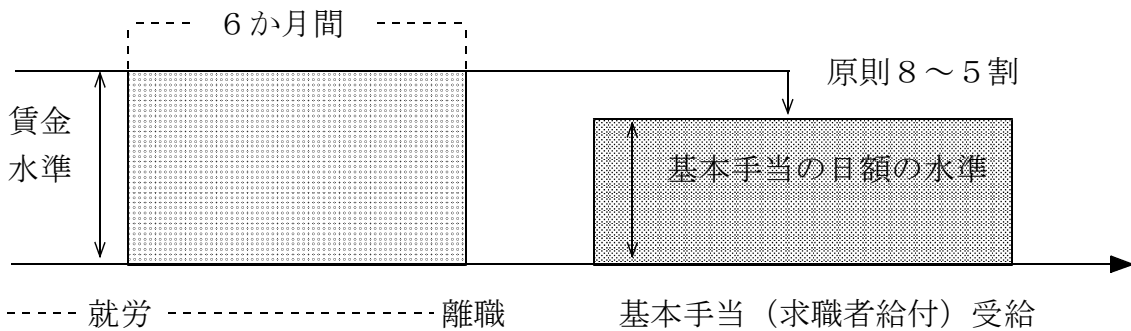
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係

- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

$$\text{賃金日額} \times \text{給付率 (80\sim50\%)}$$

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別紙参照。

となる。



- 1日当たりの  の額： 賃金日額
- 1日当たりの  の額： 基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額(※)の引下げ

平成26年8月1日以後、

1,289円 → 1,286円 と引き下げられる。

(例) 賃金日額7,000円、基本手当の日額4,885円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間(28日間)中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間(28日分)の基本手当の支給額

1日当たりの減額分は、

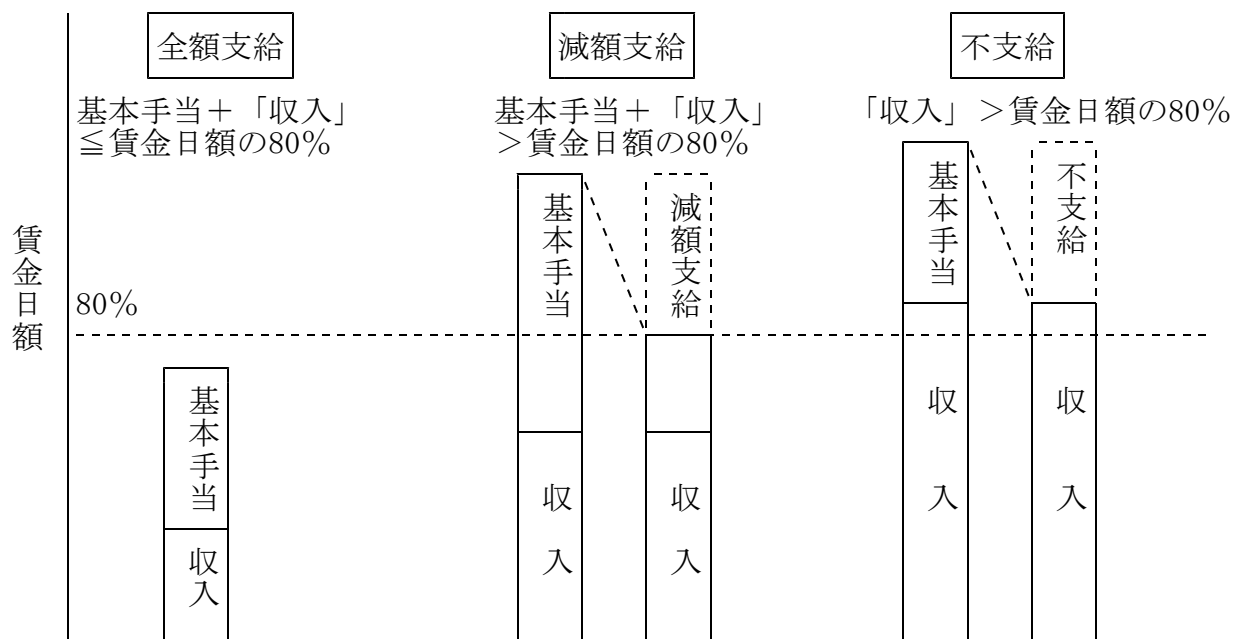
$$[(6,000円/2 - 1,286円) + 4,885円] - 7,000円 \times 80\% = 999円$$

基本手当の支給額は、

$$4,885円 \times (28日 - 2日) + (4,885円 - 999円) \times 2日 = 134,782円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えると、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入が賃金日額の80%相当額を超えると、基本手当は支給されない。



(注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,286円 (改正後)

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引下げ

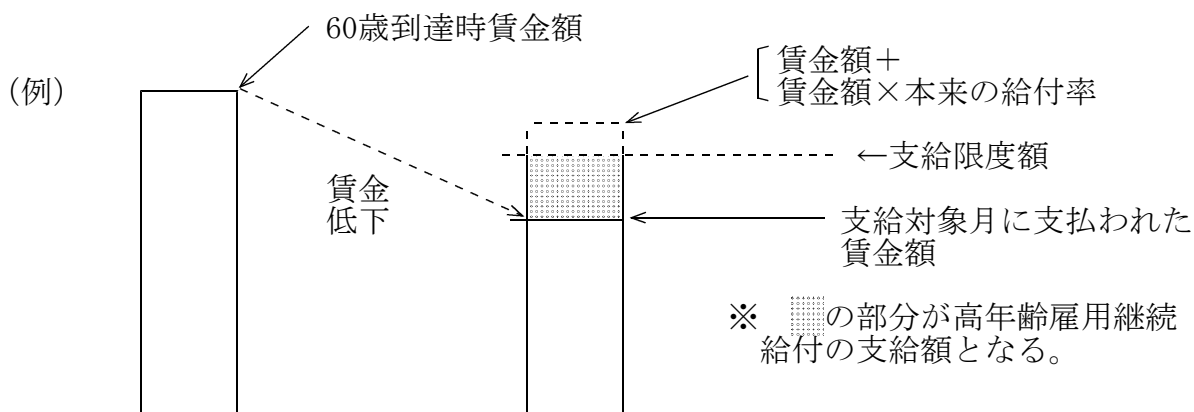
平成26年8月以後、

341,542円（注） → 340,761円 と引き下げられる。

（注）平成26年6月18日に毎月勤労統計の過去の実数値が訂正されたことに伴い、平成26年7月31日までの支給限度額について341,542円から341,538円に訂正しているが、受給者への影響を考慮し、従前通りの額を支払うこととしている。

※ 支給限度額とは、

- ① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。
- ② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度額を超えるときは、
 $(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

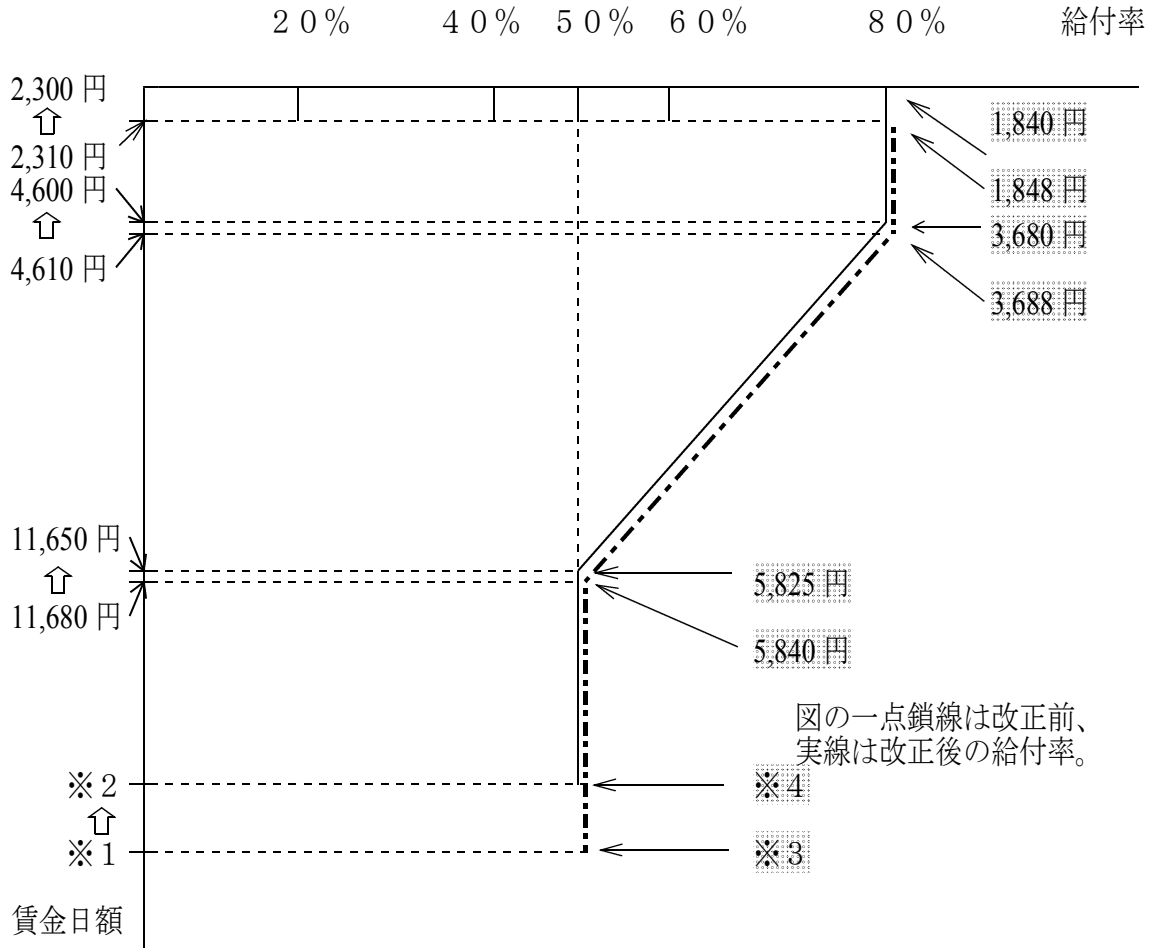


(別添2)

基本手当の給付率新旧比較図

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額

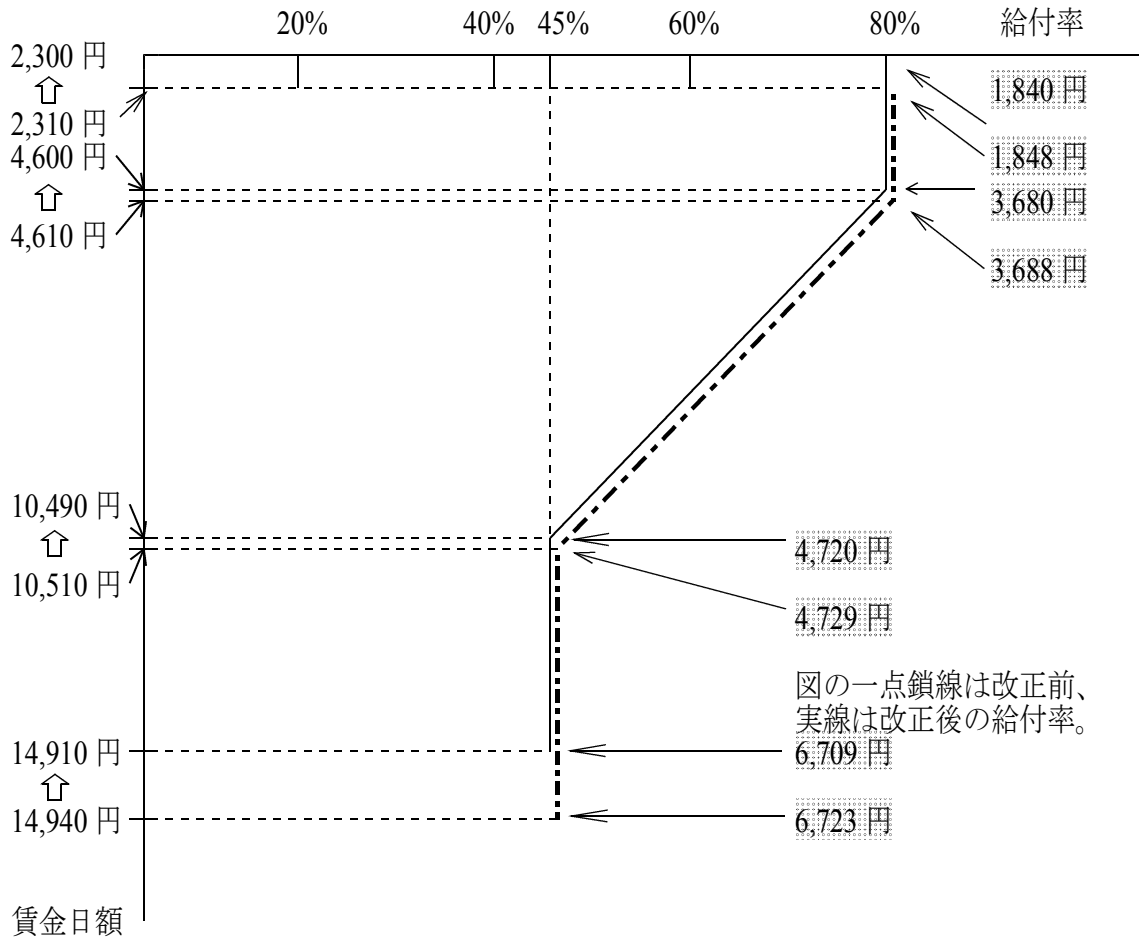


(注) ※1及び※2の賃金日額の上限額並びに※3及び※4の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	12,810 円	12,780 円	6,405 円	6,390 円
30歳以上45歳未満	14,230 円	14,200 円	7,115 円	7,100 円
45歳以上60歳未満	15,660 円	15,610 円	7,830 円	7,805 円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額



基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,650円以下	$y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$
11,650円超 14,200円以下	$y = 0.5w$
14,200円超	$y = 7,100$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,650円以下	$y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$
11,650円超 15,610円以下	$y = 0.5w$
15,610円超	$y = 7,805$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上10,490円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 126,440w) / 117,800 \\ y = 0.05w + 4,196 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,490円超 14,910円以下	$y = 0.45w$
14,910円超	$y = 6,709$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,650円以下	$y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$
11,650円超 12,780円以下	$y = 0.5w$
12,780円超	$y = 6,390$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

基本手当日額の計算式の根拠について

記1の基本手当日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次により導かれる。

1 2以外の受給資格者の場合（4,600円 \leq w \leq 11,650円）

(1) 給付率（80%から50%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,600}{11,650 - 4,600} \\ &= \frac{-w + 23,400}{23,500} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-w + 23,400}{23,500} \times w \\ &= \frac{-w^2 + 23,400w}{23,500} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合（4,600円 \leq w \leq 10,490円）

(1) 給付率（80%から45%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,600}{10,490 - 4,600} \\ &= \frac{-7w + 126,440}{117,800} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-7w + 126,440}{117,800} \times w \\ &= \frac{-7w^2 + 126,440w}{117,800} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,490 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,196 \end{aligned}$$

雇用保険法第18条第1項、第19条第2項及び第61条第7項
における平均給与額の対前年度比率の算定

	平成24年度毎勤平均定期給与額(※)	平成25年度毎勤平均定期給与額
4月	264,388	263,932
5月	260,653	259,835
6月	262,262	261,015
7月	261,695	259,950
8月	260,326	259,206
9月	260,493	259,504
10月	261,692	261,149
11月	261,543	261,354
12月	261,398	260,735
1月	257,253	257,735
2月	259,413	259,064
3月	260,853	261,351
年度計	3,131,969	3,124,830
平均	260,997	260,403

(※)平成26年6月18日訂正後の平均定期給与額